



子どもの笑顔を守るために…

子ども

虐待
防止

子ども虐待防止マニュアル

**市民版
マニュアル**

早期発見のためのチェックリスト

- 頻繁に子どもの泣き叫ぶ声や、物がぶつかるような音がする
- 身体が非常に不潔で、季節にそぐわないものや汚れたものを着ている
- 常に人の顔をうかがい、おどおど、びくびくした様子で周囲とうまく関われない
- 夜間にひとりで公園や街中をウロウロ歩き回ったり、遊んだりしている
- 子どもの体に異常がみられる（打撲、あざ、ヤケドの跡等がみられる）
- 傷や家庭のことに関して不自然な答えが多い
- いつもお腹をすかせている

➔ このようなときは、ご連絡をお願いします！

1 子ども虐待とは・・・

親、または親に代わる養育者によって、子どもの心や身体を傷つけたり、健やかな成長・発達を損なうような行為が加えられること

虐待かどうかの判断は、親の意図ではなく、子どもにとって有害かどうかで判断しなければなりません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っ
ても、**子どもにとって有害な行為であれば虐待**です。

■ 虐待の4つのタイプ

<h3>身体的虐待</h3> <p>児童の身体に傷を負わせたり、傷を負わせるおそれのあるような暴力を加えること。</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 殴る、蹴る、物で叩く、首を絞める、投げ落とす、激しくゆさぶる◆ 熱湯をかける、食事を与えない、濡れさせる◆ 外に閉め出す、一室に閉じ込めるなど	<h3>性的虐待</h3> <p>児童にわいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせること。</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 子どもへの性的行為、性的行為を見せる◆ 性器を触る、触らせる◆ ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するなど
<h3>ネグレクト</h3> <p>保護の怠慢、拒否、放置により、子どもの健康状態や安全を損なう行為や保護者以外の同居人による虐待を放置している行為。</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 適切な衣食住の世話をせず放置する◆ 病気になっても病院に連れて行かない◆ 乳幼児を家に残したまま外出する◆ 乳幼児を車の中に放置する◆ 子どもの意見に反して学校に登校させない◆ 保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置するなど	<h3>心理的虐待</h3> <p>ひどい言葉で子どもを傷つけたり、極端に無視したり、子どもの目の前で配偶者（内縁関係も含む）やきょうだいに対する暴力を行うことによって、子どもに心理的な傷を負わせるような行為。</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 無視◆ ば声を浴びせる◆ 言葉によるおどかし、脅迫◆ きょうだい間での極端な差別的扱い◆ 子どもの目の前で夫婦喧嘩をする◆ きょうだいに虐待するなど

虐待は、家庭をはじめとする密室で行われることが多く、外側からは気づきにくいものですが、早期に発見し、事態の悪化を防ぐ必要があります。

➡ **そのためには・・・市民の皆さまの協力が必要です！**

配偶者間の暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）

配偶者からの身体的・精神的・性的暴力をいいます。この場合の配偶者とは婚姻関係がある場合だけでなく、婚姻の届出をしていない「事実婚」や離婚後も引き続き暴力を受ける場合も含まれます。

DVを直接目撃していなくても、家庭に緊張感が生まれ、そのストレスのはけ口が子どもに向かう場合もあり、子どもに対する影響は大きくなります。

2 こんな様子に気づいたら・・・

☑ 早期発見のためのチェックリスト

こうした項目に該当する場合は、虐待又は虐待の可能性があるので、迷わずご連絡ください。

子どもの様子

- 頻繁に子どもの泣き叫ぶ声や、物がぶつかるような音がる
- 衣服や身体が非常に不潔で、季節にそぐわないものや汚れたものを着ている
- 常に人の顔をうかがい、おどおど、びくびくした様子で周囲とうまく関われない
- 夜間にひとりで公園や街中をウロウロ歩き回ったり、遊んだりしている
- 子どもの体に異常がみられる（打撲、あざ、ヤケドの跡等がみられる）
- 傷や家庭のことにに関して不自然な答えが多い
- いつもお腹をすかせている

親の様子

- 地域の中で孤立しており、子どもに関する他者の意見に被害的、攻撃的になりやすい
- けがをしたり、病気になったりしても子どもの健康状態に関心が低く、受診させない
- 小さな子どもを家に置いたまま外出していることが多い
- 子どもや育児について、否定的な発言をしたり、放置したりしている
- 年齢にそぐわない厳しいしつけや行動制限を課している
- 夫婦関係や経済状態などに起因する生活上のストレスが認められ、子どもにあたる
- 「大丈夫」と言うわりに、子どもの発育に疑問がある



虐待かな？と思ったら迷わずこちらにご連絡ください

児童虐待についての相談や、**虐待を発見、疑いがあるときは、ご連絡ください。**虐待かどうかを確認する必要はありません。ご連絡いただいた方の情報が本人に漏れたり、責任を問われることはありません。

▶ 虐待や虐待を疑われる子どもに気づいた場合 ➡ 小平市子ども家庭支援センター

☎ 042-347-3192 (虐待ほっとライン)

住所：小平市小川東町 4-2-1 小平元気村おがわ東

時間：火曜～土曜日 10:00～18:00

▶ 緊急時（重度の虐待）の場合 ➡ 警察☎110 東京都小平児童相談所

救急☎119 ☎ 042-467-3711

住所：小平市花小金井 1-31-24

時間：月曜～金曜日 9:00～17:00

▶ 24時間、365日 ➡ 児童相談所全国共通ダイヤル

いち ぱん く
189

■ 連絡するときは、次の点をお伝え下さい

すべての内容を確認する必要はありません。
分かる範囲でいいので、ご連絡ください。

子どもの名前： _____

何歳くらいか： _____ 性別： 男 ・ 女

住所： _____

通学・通園先： _____

保護者の名前： _____

家族の状況： _____
〔きょうだいの有無、同居の有無など〕

虐待だと思った、虐待の疑いをもった様子について
(目撃した、悲鳴や音が聞こえ推測した、近隣住民から話を聞いた、頻度など)

[_____]

虐待の内容

誰からされているか： _____

いつどこで起こったのか： _____

どのようにどうされたか： _____

[_____]

現在の子どもの様子：

[_____]

③ 虐待が子どもに与える影響

虐待は子どもたちの心身の成長発達に深刻な影響を与えます。
早期発見により、次のような影響を最小限におさえることは可能です。

身体への影響

殴る、蹴るなどの暴力で身体的影響を受けるだけでなく、心理的虐待やネグレクトを受けていると、発育不全（低身長、低体重）に陥ることもある。

知的発達への影響

虐待が親子のコミュニケーション手段になっ
てしまい、大人と会話することが少
くなり、言語能力や考える力が育ち
にくくなることもある。

情緒、心理面への影響

安定した愛着関係を経験できていない
ため、感情のコントロールに障害が出
る傾向がある。また、些細なことで
怒りを爆発させたり、パニックを引
き起こし、自傷行為におよぶこと
もある。

自己評価への影響

自分がいけないから虐待され、自
分は存在してはいけない子である
と考えるようになる。また、周
りで起きる嫌なことはすべて自
分のせいだと決めつけるようになる。

対人関係への影響

子どもにとって初めてもつ人間関係は親子関係です。親子関係が不安定であったり、信頼できないものであったりすると、人間への不信や不安が形成され、他者と信頼関係がもてなくなる。そのため、コミュニケーション手段として暴力を用いるようになり、自分より弱い相手を暴力で従わせようとしたり、力の強い相手には絶対服従したりするようになる。また、大人に対してベタベタ甘えたり、わざと怒らせるような態度をとったり、急に暴力を用いるようになることもある。

④ 相談窓口

名 称	時 間・連 絡 先
小平市子ども家庭支援センター 住所：小平市小川東町 4-2-1 小平元気村おがわ東内	時間：午前 10 時～午後 6 時 (日・月・祝日・年末年始を除く) 電話：042-347-3192
東京都小平児童相談所 住所：小平市花小金井 1-31-24 多摩小平保健所庁舎 3 階	時間：午前 9 時～午後 5 時 (土・日・祝日・年末年始を除く) 電話：042-467-3711
児童相談所全国共通ダイヤル	24 時間 365 日 電話：189